

公 告

令和8年7月13日

陸上自衛隊善通寺駐屯地
業務隊長 村上 至
(職 印 省 略)

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地において、カーシェアリングの設置及び経営について
香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地において、カーシェアリングの設置及び経営を次のとおり募集します。

1 公募に付する事項

- (1) 設置業種
カーシェアリング
- (2) 設置場所
香川県善通寺市南町2丁目1番1号
陸上自衛隊善通寺駐屯地（細部は「募集要領」及び「仕様書」を参照）
- (3) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可
- (4) 設置台数及び使用面積
3台以内、45㎡以内（表示板等設置面積含む。）

2 申込参加者の資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) カーシェアリングの経営をしている者であること。
- (3) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て自らで遂行できること。
- (6) 応募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者であること。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用する

などしている者ではないこと。

- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (13) 第5項に記載する説明会に参加した者であること。

3 提出書類

申請書、企画提案書及びその他関係書類（細部は「募集要領」を参照）

4 公告期間

令和8年7月13日（月）午前8時15分から同年7月27日（月）午後5時まで

5 募集要領の配布

(1) 期 間

令和8年7月13日（月）午前8時15分から
同年7月27日（月）午後5時までの平日、各日午前9時～午後4時

(2) 場 所

香川県善通寺市南町2丁目1-1
陸上自衛隊善通寺駐屯地内 厚生センター2階 厚生科厚生班

6 応募予定者に対する説明会

(1) 日 時

令和8年8月4日（水）午後2時30分から

(2) 場 所

陸上自衛隊善通寺駐屯地厚生センター1階 シアタールーム

(3) 携行品

募集要領、仕様書、筆記具、印鑑等

(4) その他

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できないものとします。

イ 令和8年8月3日（月）午後4時までに説明会参加申込書（募集要領「別紙様式第6」）により、善通寺駐屯地業務隊厚生科厚生班までFAX、メールまたは持参により提出すること。会場準備の都合上、参加は1業者2名以内とします。

※ FAX：0877-62-2315

メール：zentuuzigsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査により業者を決定します。ただし、決定業者に辞退又は失格等があったときは、次点の者を決定業者とする場合があります。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には別途指定する日時に公開抽選を行い決定します。

なお、必要に応じてプレゼンテーションを求める場合もありますが、その日程等は別途通知します。

8 その他

細部の内容は、募集要領によります。

仕 様 書

- 1 業務件名
陸上自衛隊善通寺駐屯地におけるカーシェアリングの設置及び経営
- 2 業務内容
カーシェアリング
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 設置場所の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、カーシェアリングで使用する自動車の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 設置場所の使用許可は、甲を通じた申請により中国四国防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国が許可財産を使用するとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還するものとする。
ただし、使用を継続する場合はこの限りではない。
また、この場合において丙は国に対して一切の保障を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に対してカーシェアリングの設置に係る面積に応じた国有財産使用料を納付するものとする。なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納するものとし、期日までに納付がなかった場合には延滞金が発生するものとする。

なお、1 m²当りの国有財産使用料は、年額 3 4 8 円（消費税抜／令和 5 年度単価）であるが、毎年度見直しを実施する。

7 設置場所

善通寺駐屯地警衛所北側駐車場とし、甲が指定するものとする。

8 業務期間

国有財産の使用が許可された日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日

ただし、上記期間にはカーシェアリング設備の設置、又は撤去等に要する期間は使用許可期間に含むものとする。

なお、業務期間は原則として一度に限り、国有財産使用許可期間（5 年）内で更新することができる。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任においてカーシェアリング事業に使用する自動車を管理し、火災、盗難の予防及び保安を常に心掛け、関係法令及び規則等を遵守し、いかなる事故発生の場合も甲に対して損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、甲から各種行事等によりカーシェアリング事業に使用する自動車の一時的な移動を指示された場合は、速やかに移動するものとする。
- (3) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うものとする。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲及び善通寺駐屯地担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、その他業務に関する義務に違反した場合、その他業務に

関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに当該解除の理由及び予定期日等を明記した文書を甲に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。

この際、丙は国有財産の使用許可された期間の残余期間に係る使用料及び使用する国有財産の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（令和14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行う者は、当該手続き開始前に解除を甲に申し出るものとする。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うものとする。
- (3) カーシェアリングの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙が負担するものとする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うものとする。
- (4) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の維持保存のための通常必要とする修繕費その他の経費を負担するものとする。
- (5) 丙は、故障等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、直ちに対応するものとする。
- (6) カーシェアリング事業における自動車の利用申込、鍵の授受、利用料金の支払等については、利用者のスマートフォンアプリケーションを使用した非接触型とするものとする。
- (7) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の維持保存のための点検、整備及び清掃等を毎週1回を基準として行うものとする。
- (8) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の利用に係る燃料費を負担するものとする。
- (9) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の夏用又は冬用タイヤへの交換は、適切な時期に行うものとする。その際、甲から交換時期について事前に指示された場合は直ちに対応するものとする。
- (10) 丙は、カーシェアリング事業に使用する全ての自動車にドライブレコーダー（全方位対応型を基準とする。）、ETC、三角表示板及びスペアタイヤ（又はパンク修理キット）を搭載するものとする。
- (11) 丙は、カーシェアリング事業に使用する全ての自動車に、冬季間はタイヤチェーンを積載するものとする。
- (12) 丙は、利用者から申し出があった場合には、チャイルドシートをカーシェアリング事業に使用する自動車に積載するものとする。
- (13) 本事業に使用する自動車の自動車損害保険等については、対人無制限、対物無制限、人身傷害3,000万円以上とし、車両保険についても加入するものとする。
- (14) 丙は、毎月の売上月計表（別紙第1）を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書（別紙第2）を翌事業年度5月末日までに甲等に提出するものとする。
- (15) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲等の指示する書類を提出するものとする。
- (16) 本仕様書に記載のない事項又は細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で

協議するものとする。

令和 年 月 日

売 上 月 計 表

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊長 殿

事業者 住 所

氏 名

印

令和 年 月分

[illegible]

※ 翌月10日までに提出すること。
売上金額は消費税込みの金額を記入すること。

令和 年 月 日

収 支 計 算 書

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊長 殿

事業者 住 所

氏 名

印

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

勘定科目	金 額 (円)	勘定科目	金 額 (円)

※ 翌会計年度の5月末日までに提出すること。

募 集 要 領

1 概 要

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地において、職員の利便性を確保するためカーシェアリングの設置及び経営を希望する者を次に記載する諸条件により募集します。

2 応募資格

本事業に応募する者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) カーシェアリングの経営を実施している者であること。
- (3) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て自ら遂行できること。
- (6) 応募しようとする事業の実施を保証できる能力及び態勢を有する者であること。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (13) 第5項に記載する、応募予定者に対する説明会に参加した者であること。

3 設置施設の所在地及び名称

住 所：香川県善通寺市南町2丁目1番1号

名 称：陸上自衛隊善通寺駐屯地

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 業 種

カーシェアリング

- (3) 設置場所
陸上自衛隊善通寺駐屯地警衛所北側駐車場
- (4) 設置台数
3 台以内
- (5) 設置期間
国有財産の使用が許可された日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日
※ 設置期間は、原則として一度に限り、国有財産使用許可期間（5 年）内で更新することができます。
- (6) その他
仕様書のとおり。

5 応募予定者に対する説明会

本説明会に参加しない業者の方は、公募に参加することができません。

- (1) 日 時
令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 2 時 3 0 分から
- (2) 場 所
陸上自衛隊善通寺駐屯地厚生センターシアタールーム
- (3) 携行品
募集要領、仕様書、筆記具、印鑑等
- (4) その他
令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 4 時までに、別紙様式第 6 を提出すること。
参加者は 1 業者につき 2 名以内とします。

6 応募手続き等

- (1) 申請書等の提出
設置及び経営を希望する者は、次のとおりア項に示す提出書類をウ項の提出先に、エ項の提出期限までに持参すること。なお、提出された書類は返却しません。
- ア 提出書類
 - (ア) 申請書（別紙様式第 1）1 部
 - (イ) 企画提案書（別紙様式第 2）正 1 部、写し 7 部
※ 次の a ～ o の項目について、必ず記載又は資料を添付すること。
 - a 主な車名
 - b 設置可能台数
 - c 利用方法
 - d 利用金額
 - e 補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等）
 - f 車両の維持管理（車両の点検、整備及びタイヤ交換等を含む）
 - g 車両内外の清掃頻度について
 - h 燃料給油について
 - i 過去 3 年間の法令順守状況
 - j 省エネルギー・環境対策に係る提案
 - k クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - l 陸上自衛隊善通寺駐屯地における営業方針
 - m 会社概要

- n その他アピールポイント
- o カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等
- (ウ) その他関連書類 各1部
 公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次に示す書類を併せて提出すること。
 - a 業務確約書（別紙様式第3）
 - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
 - c 業務経歴書
 - d 財務諸表（直近のもの）
 - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（国税通則法施行規則第9号書式その3の3）
 - f 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - g 印鑑証明書
 - h カーシェアリング事業に関する運輸支局の発行した許可書の写し。
 - i 誓約書（別紙様式第4）
 - j 役員名簿（別紙様式第5）

注：全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c、d及びeに定める書類に代えることができます。

イ 書類審査の結果、関係書類の不備又は応募資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とし、後日通知します。

ウ 提出先

〒765-0002 香川県善通寺市南町2丁目1-1
 陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊厚生科厚生班（担当：厚生班長）
 電話番号0877-62-2311（内線2357）

エ 提出期限

令和8年8月19日（月）午後5時まで

オ 提出要領

提出する書類は、日本工業規格A列4番を使用し、A列4番より大きな用紙を使用する場合には、A列3番を用いること。

なお、これにより難しい場合又はパンフレット等の冊子を参考に添付する場合にあつてはこの限りではない。また、ホッチキス止めとし、簡単な装丁を施すものとします。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とします。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出後の書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止します。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査により業者を決定します。ただし、決定業者に辞退及び失格等があつたときは、次点の者を決定業者とする場合があります。

8 選考結果の公表

- (1) 日 時
令和8年9月9日（水）
- (2) 通知手段
選考結果は電話及び書面で連絡します。

9 業者決定後の提出書類

カーシェアリングの設置及び経営の業者として決定された者は、下記のとおり、必要書類を提出するものとします。

- (1) 提出書類
国有財産使用許可申請書等（別途配布）
- (2) 提出先
申請書等の提出に同じ。
- (3) 提出期限
令和8年9月18日（金）午後4時まで。
（土、日、祝日を除く午前9時から午後4時の間）

注：提出期限を過ぎた場合は、設置及び経営業者の決定を取り消しとする場合があります。

郵送の場合は、提出期限内の消印であれば有効とするが、記載事項を満たしていなかった場合は受理しないことがあります。

設置及び経営業者の決定取り消しの場合、公開抽選会において次点となった業者が繰り上がり設置及び経営業者に決定する場合があります。

10 その他

本公募において応募がなかった場合、または選定により業者が決定しなかった場合は、防衛省共済組合善通寺支部に公募を依頼します。

別紙様式第 1

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊長 殿

〒

本社（店）の所在地 _____

フリガナ
商 号 又 は 名 称 _____フリガナ
代 表 者 の 氏 名 _____ ㊞

(法人・個人の別： 法人 ・ 個人)

フリガナ
担当者氏名： _____

電 話： _____

F A X： _____

香川県善通寺市南町 2 丁目 1 番 1 号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地においてカーシェアリングを設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企 画 提 案 書

事業者名： _____

1 主な車名

2 設置可能台数

3 利用方法

4 利用金額

5 補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等）

6 車両の維持管理（車両の点検、整備及びタイヤ交換等を含む）

別紙様式第2-2

事業者名：_____

7 車両内外の清掃頻度について

8 燃料給油について

9 過去3年間の法令順守状況

10 省エネルギー・環境対策に係る提案

11 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

12 陸上自衛隊善通寺駐屯地における営業方針

13 会社概要

14 その他アピールポイント

別紙様式第3

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊善通寺駐屯地におけるカーシェアリングの設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

〒

本社（店）の所在地

フリガナ
商号又は名称フリガナ
代表者の氏名

印

(法人・個人の別： 法人 ・ 個人)

フリガナ
担当者氏名： _____

電 話： _____

F A X： _____

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第5により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に通報すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

〒

本社（店）の所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者の氏名

印

※ 必ず所在地、商号、代表者の氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記第 1 項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第 1 項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 5 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に通報すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

中国四国防衛局長 殿

令和 年 月 日

〒

本社（店）の所在地 _____

フリガナ
商号又は名称 _____

フリガナ
代表者の氏名 _____ 印

※ 必ず所在地、商号、代表者の氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用

役 員 名 簿

令和 年 月 日現在

[illegible]

説明会参加申込書

連番	会 社 名 等			出 席 者 名	
	名 称	所在地	電話番号 F A X 番号	役 職	氏 名
1					
2					
備考欄					